

## 意 見 書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒 529-1211  
滋賀県愛知郡秦荘町香之庄 518  
愛知郡広域行政組合消防本部  
消防長 田中 新市  


「電波有効利用施策研究会 電波利用科部会 最終報告 (案)」に関し、別紙のとおり意見書を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱について

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービス水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

## 別 紙

「国民の生命、身体及び財産を災害から保護」することを任務にしている消防において、迅速・的確に情報伝達できる消防救急無線は、国民の安全確保を図る上で必要不可欠なものになっている。今後、電波利用料の新たな負担は通信手段の確立、維持に多大な影響を及ぼすのは必至であると考えられるため、下記の理由において引き続き減免措置を要望します。

- (1) 全国的に経済情勢及び地方財政の厳しい中、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を掛け無線のデジタル化に取り組んでいる。新たに電波利用料を徴収することにより、市町村強いては住民に二重の財政負担を課せるようになる。
- (2) 消防機関が、消防無線電波を利用することにより便益を受けるのは国民である。
- (3) 電波利用料を電波逼迫地域及び逼迫地帯に限って徴収することは、国民の安全確保に地域差を生じる。

別添2

意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒299-1163  
(ふりがな) ちばけんきみつしもくし  
(住所) 千葉県君津市空師3-1-25  
(ふりがな) きみつししょうぼうほんぶ  
(名称) 君津市消防本部  
(ふりがな) やました みのる  
(代表者名) 山下 実  
(電話番号)  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 無線局に対する電波利用料について

消防救急無線は、災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」の立場から、国民のニーズに応えるためにも緊急かつ重要な無線通信であり、また、大規模災害が発生した場合は、国民の安全確保を図る上でも市町村単位のものではない。

今後、消防救急無線や防災行政無線等について、平成23年からデジタル無線運用開始期となっており、多大な費用を見込まなければならぬことから、財政負担を強いられることになる。

このようなことからも、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

# 意 見 書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波生活課 殿

郵便番号 311-1301

(ふりがな) いばらきけんひがしいばらきぐんおおあらいまち  
いそはまちょう

住 所 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-191

(ふりがな) おおあらいまちしょうぼうほんぶ

大洗町消防本部

しょうぼうちょう いしづか さかえ

消防長 石塚 榮

電波有效利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)に関し、別紙のとおり  
意見を提出いたします。

平成 16 年 8 月 19 日

茨城県生活環境部  
消防防災課長 殿

大洗町消防本部  
消防長 石塚



### 電波有効利用政策研究会報告書(案)の意見について(報告)

#### 3 見直し(料金負担)

- (1) 民間利用者との公平性の確保については、民間は少なくとも営利企業ではないか。

#### 4 研究会での負担見直しの論点について

- (1) 消防庁長官の指示により、大規模災害の発生した場合に「消防緊急援助隊」として出場した場合に、各隊の無線を統一されていないと、指揮命令等に支障を招く恐れがある。

- (2) 消防・救急無線局は「専から住民等の生命・身体・財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とする無線局であり、法律上、地方公共団体が自ら開設することが必要不可欠な無線局」であり利用料免除は当然のことと思われる。

- (4) 無線のデジタル化が進む中、追加負担は財政的に無理が生じる。

## 意見書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 殿

郵便番号 300-2341

茨城県筑波郡伊奈町福田 759

伊奈町消防本部

消防長 橋本 茂雄

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、  
下記のとおり意見を提出します。

記

1、消防救急無線、水防無線については現行どおり電波利用料を免除すべき  
と考えます。

### 理由

- ① 消防救急無線、水防無線は国民の生命、身体、財産（以下国民の生命等）を保護する法的な任務を遂行することを目的とするものであり、地方公共団体が当該任務を果たすため必要不可欠なものであります。  
従って、一部の利用者が自己の目的実現のため使用するものに利用税を課す場合とは區別し、電波利用料を免除すべきであると考えます。
- ② 消防救急無線、水防無線は国民の生命等の保護に必要不可欠なものとして設置しているものであり、他に代替え措置が無いものであります。  
従って、電波利用の徵収が、電波有効利用の誘因になるとは考えられません。
- ③ 地方自治体の厳しい財政事情、国からの補助金削減等の中で、電波利用料について自治体の負担を増せば、維持管理費にそのしづ寄せが及び、国民の生命等の保護に必要不可欠な通信設備の機能維持に支障が生じる恐れがあります。

意 見 書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒527-0037  
(ふりがな) しがけんようかいちしひがしいまさきちょう  
(住所) 滋賀県八日市市東今崎町5番33号  
(ふりがな) ひがしおうみぎょうせいくみあいしょうぼう  
ほんぶ  
(名称) 東近江行政組合 消防本部  
(ふりがな) しょうぼうちょうきむらまさる  
(代表者名) 消防長 木村 勝  
(電話番号) [REDACTED]  
(FAX) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料が減免措置（電波法第104条・電波法第103条2第6項により適用除外）となった基は、消防法第1条そのものであると考える。消防機関が職務遂行するに当たって消防無線は、必要不可欠であり高い公共性を有しているものである。

電波の利用面から考えても消防機関は災害時に必要最低限の使用であり、利用することで経済的価値は生じない。その反面、事業者が電波を利用することで便益を受けるのは事業者自らであり、又、経済的価値は生じる。

地方財政状況が逼迫している昨今、減免措置の廃止により電波利用料徴収に伴う財政負担により消防サービスの水準低下が懸念される他、無線デジタル化移行の遅れが懸念される。

以上のことから、地方公共団体等の扱いについては再度、立法趣旨を検討していただき現行どおり特例措置を継続していただきますよう、意見を提出します。

別添2

意 見 書

平成16年8月 / 9 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策殿

(郵便番号) 311-1504

(ふりがな) いばらきけんかしまぐんほこたまちおおあざんばう

(住所) 茨城県鹿島郡鉢田町大字安房1418-15

(ふりがな) ろっこうちほうこういきしちょうそんけんじむくみあいしょうぼうほんぶ

(名称) 鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部

(代表者) 羽生昌布

(電話番号)

(メールアドレス)

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）に関し、別添えのとおり意見を提出します。

## 意 見

現行、消防救急無線に係る電波利用料の徴収については、電波法令で減免がなされています。

消防機関が使用する電波については、民間事業者等の一般収益を伴う経済活動とは異なり、「国民の生命、身体、財産を守る」法的目的を遂行するものであり、当該任務を遂行するために必要不可欠なものであります。

更に、消防機関が電波を使用することは公共性に基づくものと一般的に浸透しており、この大変厳しい財政の中、新たな財政負担を地方公共団体等に課することは、住民側にとって行政サービスの水準低下につながると思われ、消防機関が行政サービスの水準維持に不可欠であることはあきらかであると思いますので、現行どおり電波利用料の適用除外と考えます。

意 見 書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

〒 278-0005

ちばけんのだしみやざき  
千葉県野田市宮崎126-2

のだししょうぼうほんぶ  
野田市消防本部

しょうぼうちょう やなかたくみ  
消防長 谷 中 卓 美

℡

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり  
意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの低下を避ける観点から設けられたものである。

消防機関は、災害活動時に消防無線を使用していることから利用料の徴収が電波有効利用に繋がるとは思えず、利用することで便益を受けるのは住民である。また、消防機関には電波を使用することによる経済的価値は生じない。

さらに、消防機関は電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担はデジタル化移行への遅れが懸念される。

以上のことから、地方公共団体等の取扱については、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意 見 書

平成 16 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵 便 番 号 〒 781-8119

住 所 こうちけんかみぐんあかおかちょう  
高知県香美郡赤岡町 2032-2

名 称 こうなんしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ  
香南消防組合消防本部

代 表 者 名 こうみょういんまさとみ  
光明院正臣

電 話 番 号 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出いたします。

## 別 紙

### 意 見

#### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は地域住民の生命、身体、財産の保護に係る重要な問題であると思われます。地方公共団体等のこれ以上の負担を課すこととは、住民にとって不可欠な行政サービスの低下につながる恐れもあることから、減免措置を廃することは、消防機関としても災害活動、火災出動、救急活動等の現場指揮にもかかわる問題であり、消防機関が電波を利用することにより減免を受けるのは国民であり事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用量を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないと言える。

さらに、消防機関は電波有効利用のために、多額の費用を要する無線デジタル化に取り組んでいる最中である、新たな財政負担を強いる事により、デジタル化への移行が著しく遅れ事が懸念される。

このようなことからも、地方公共団体等の取り扱いについては、今までどおり特別措置を維持していただきたく、意見を提出いたします。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 849-1391  
(ふりがな) かしましおおあざのうどみぶん  
住所 鹿島市大字納富分2643-1  
氏名 鹿島市長 桑原 允彦  
(総務課扱)

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として市民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。

当市では、財政運営が大変厳しい状況にあり、その中で電波利用の減免措置が廃止されることには到底容認できないものであります。

このような、地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いします。

意 見 書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 殿

郵便番号 311-0105

(ふりがな) いばらきけんなかぐんなかまちすがや  
住所 茨城県那珂郡那珂町菅谷 651-3

(ふりがな) なかうりずらちくじむくみあいしょうぼうほんぶ  
つうしんしれいしつしつちゅうほさ  
てらかどひさいち

那珂瓜連地区事務組合消防本部  
通信指令室 室長補佐  
寺門 久一

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙の  
とおり意見を提出します。

## 別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱いについて」に関し、次の通り意見を提出します。

### 1 意見

消防救急無線、水防無線については、現行どおり電波利用料を免除すべきと考えます。

### 2 理由

消防救急無線、水防無線は国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とするものであり、地方公共団体が当該任務を果たすため必要不可欠なものあります。

従って、電波利用料の徴収が電波有効利用の誘因になるとは考えられません。当消防本部においては、現行どおり電波利用料を強く免除すべきと考えます。

# FAX送信票

発信年月日	平成16年8月18日(時分)
宛先	総務省総合通信基盤局 電波部電波政策課様
発信者	<p style="text-align: center;">山内町役場</p> <p><del>防災管理課防災係 山内町長</del></p> <p><del>担当 朝重 豊幸 永尾 光義</del></p> <p>TEL: [REDACTED]</p> <p>FAX: [REDACTED]</p> <p>〒849-2393</p> <p>佐賀県杵島郡山内町大字三間坂甲13800番地</p>
通信枚数	2枚(送付票を含む)
件名	「電波有効利用政策研究会 電波利用部会」 報告書(案)に係るパンフレットについて
通信欄	

## 地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

- 当（市町村）では、防災行政無線は、電波逼迫帯域に属しており、防災行政無線を運用する上で、電波利用料の負担が大きくなります。  
また、別帯域に移行する場合には別途多額な施設整備費が必要となり、財政上極めて難しいものがあります。
- 防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。
- 当（市町村）では財政運営が大変厳しい状況にあり、その中で電波利用の減免措置が廃止されることは到底容認できないものあります。  
このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いします。

## 意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府

知事 山田啓二

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

### 記

防災行政無線、消防救急無線及び水防無線については、災害時において京都府と市町村が連携して府民の生命・財産を守るために、災害対策基本法等に基づく応急復旧活動に使用するために整備された公共性の高い設備であり、緊急時に機能を十分発揮するために維持管理費等多大な経費を支出しているところであります。

加えて、これまで減免措置されてきた電波利用料を自治体に負担させることは、自治体財政を圧迫し、設備の機能を維持するための新たな設備投資を妨げることになりますので、これまでどおり減免措置をしていただき、経費負担の増加がないよう御配慮をお願いします。

## 意 見 書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒850 0032  
(ふりがな) ながさきけんながさきしこうぜんまち  
(住所) 長崎県長崎市興善町2-28  
(ふりがな) ながさきししょうぼうきょく  
(名称) 長崎市消防局  
(ふりがな) こうろたかなり  
(代表者名) 消防局長 紅露孝也  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体の使用する電波のうち、特に消防救急無線は消防機関の活動時において、情報の収集、伝達、指揮等を行う上で必要不可欠なものであり、かつ生命線である。これは同時に、国民の生命・身体・財産を守ることに直結している。

一方、増加一途の救急需要、毎年各地で発生している特殊災害をはじめとした各種災害において、消防救急無線が非常通信としての役割は大きく、今後これに代わる伝達手段は現在のところ存在しない。さらに、消防救急無線のデジタル化についても情報通信の飛躍的進展の中でやむを得ないことではあるが、各市町村にとっては財政上莫大な負担が予想される。

このような状況の中で、事業者の利用する電波の経済的価値と公共性、緊急性という要素を有する消防救急無線を押しなべて同一に捉えることは困難であり、一定の住み分けが必要であると考えられる。また、今後一層地方財政の逼迫が明白である中で、デジタル化への移行のための負担に加えて電波利用料が足かせとなり、消防サービスの低下に繋がることが懸念されることから、現行どおり特例措置を継続いただきたく、意見を提出します。

## 意見書

平成16年 8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号	501-4221
(ふりがな)	ぎふけんぐじょうしづしまんちゅうおの
住 所	岐阜県郡上市八幡町小野4-4-1
(ふりがな)	ぐじょうししようばうほんぶ
名 称	郡上市消防本部
(ふりがな)	しょうぼうちょう たかがきたけお
代表者名	消防長 高垣 武夫
電話番号	[REDACTED]
電子メールアドレス	[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、  
次のとおり意見を提出します。

## 意 見

国、地方公共団体の電波利用料徴収については、防災上必要な無線、特に消防・救急無線は災害対応であり、国民の生命、身体、財産の保護する法的な任務を遂行するために必要不可欠であり、公共性が高く現行どおり減免措置をお願い致します。

様式 1

意 見 書

平成 16 年 8 月 18 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 240-0001  
(ふりがな) よこはましほどがやくかわべちょう  
住所 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9  
(ふりがな) よこはまししょうぼうきょく  
氏名 横浜市消防局  
(ふりがな) かわうちてるお  
代表者名 河 内 輝 雄  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意　　見

### 第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線は、緊急かつ重要な通信であり、災害活動においては不可欠な連絡手段となっている。さらに、消防無線を使用した消防活動は、国民の生命、身体、財産の保護、被害の軽減に係る高い公共性がある。このため、住民にとって必要な行政サービスであり、地方公共団体自らが、電波を利用することにより何ら利益を得るものではない。

消防無線の使用は、消防活動を行う上で必要な通信のみを行っていることから、電波利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに繋がると考えにくい。

また、消防無線は、電波の有効利用の推進に積極的な協力をを行うために多額の経費をかけてデジタル化への移行を行うこととしている。

以上のことからも、消防機関が消防の事務に供するものの取扱いについては、現行どおり適用除外を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書



平成 16 年 8 月 11 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 763-0034

(ふりがな) まるがめしおおてちょうにちょうめ 4 ばん 1 ごう  
住所 丸亀市大手町二丁目 4 番 1 号

(ふりがな) まるがめししょうぼうほんぶ  
氏名 丸亀市消防本部

しょうぼうちょう ふじおか いくお  
消防長 藤岡 郁夫

丸亀市  
消防長  
之  
夫

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

現行どおり減免を行う。



意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 宛

〒398-0002

長野県大町市大字大町 4724-1

北アルプス広域消防本部

消防長 丸山 清登



### 電波利用料について

消防無線は、火災・救急・救助・水害等あらゆる災害から国民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用されているのが現状であります。当本部においても、職員一同一丸となって、地域住民のために日々活動をしております。

消防機関は、ある特定の事業者が電波を利用することにより利益を受けるのとは異なり国民の便益に繋がっております。

また、消防機関は、これから無線のデジタル化に向けて、多大な費用がかかる時期でもあり、財政的負担が大きくなることが予想されます。

以上のことからも、電波利用料については、現行どおり特例措置の継続をしていただきたく意見書を提出いたします。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 16 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 796-0021  
(ふりがな) えひめけん やわたはまし まつかやへい ばんち  
住所 愛媛県八幡浜市松柏丙 796 番地  
(ふりがな) やわたはまちくしせつじむくみあい  
氏名 八幡浜地区施設事務組合  
電話番号 しょうぼうちょう たちばなひろあき  
電子メールアドレス 消防長 立花弘明  
[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

八幡浜地区施設事務組合消防本部

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に係る意見

消防の任務は国民の生命、身体及び財産を各種災害より保護することですが近年の社会構造の変化と共に災害も複雑多様また大規模化しています。

しかし、地方の市町村は財政状態が非常に厳しい中で限られた人員、予算で住民に対しより良い行政サービスを提供出来るよう対応している現状であります。また、消防において無線は、業務を円滑に遂行するため必要不可欠なものであります、今後の全国的な大きな動きとして消防無線のデジタル化といった大きな設備投資の問題を抱える中、新たな支出を抑え住民の負託に応じられるよう努力しています。

消防無線の公共性並びに地方の市町村の財政状況を考慮して頂きまして現行通り、電波利用料の減免をお願い致します。

意 見 書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒675-2321  
(ふりがな) ひょうごけんかさいしほうじょうちょうひがしたかむろ  
(住所) 兵庫県加西市北条町東高室993番地の1  
(ふりがな) かさいししょうぼうほんぶ  
(名称) 加西市消防本部  
(ふりがな) やまだよしゆき  
(代表者名) 消防長 山田義幸  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に關し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

当市において消防無線は、消防組織法で定められた目的（国民の生命、身体及び財産を守る）遂行のための利用が主であり、公共利用の性格の中でも特に重要度が高い分野である。

各消防本部のサービスエリアは、有事の際、各自治体独自整備にもかかわらず自治体間での利用可能であり、また大規模災害時の大部隊編成及び活動時にその効力は多人であり、各自治体内サービスに留まらず、全国民に対してのサービス展開する公共性の高い整備利用である。

しかし、今後電波利用料の減免措置が適用されなくなると、昨今の経済状況の中、当市においても財政事情は緊迫したものがあり、現サービスエリアの縮小が考えられ、市民サービス（特に生命財産を守る分野）の低下を招くことが容易に推測される。

また、今後消防無線のデジタル化を控えその構築費用の捻出もままならない中では、到底今回の原案に賛成はできない。

上記内容のことから、消防無線における電波使用料減免措置の継続をしていただきたく、意見を提出します。

## 意 見 書

平成16年(2004年)8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 759-2212  
住所 山口県美祢市大嶺町東分 358-1  
団体名 美祢地区消防組合消防本部  
代表者氏名 消防長 角屋 義雄  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。

## 別 紙

当消防組合において運用中の消防無線局は、火災・風水害等の災害及び、救急・救助活動において、管内住民の生命・財産の保護及び災害による被害の軽減に欠くことのできない重要な情報の伝達手段であります。

また、消防無線は消防本部と災害現場との間の重要な情報伝達手段で、消防防災体制確立の根幹をなすものであり、公共安全維持に必要な設備でありますので、現行どおり減免措置を切に要望します。